令和5年12月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目 次

1	長崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について ·····P	2	~	4
2	長崎市第5期障害者基本計画の策定について・・・・・・・・・・・P	5	~	7
3	長崎市第7期隋実福祉計画・第3期隋実児福祉計画の策定について・・・・・・P	8	~	1(

福 祉 部

令和5年12月

長崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

1 概要

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定する。計画期間(第9期)は令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

高齢者保健福祉計画

- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ▶ 介護保険対象外サービス・事業の整備
- ➤ 高齢者保健福祉サービスの全体調整 等

介護保険 事業計画

- ▶ 介護保険対象サービスの量の見込み ▶ 介護保険対象サービスの確保のための方策
- ▶ 介護保険事業の円滑な実施のための体制づくり 等

2 趣旨

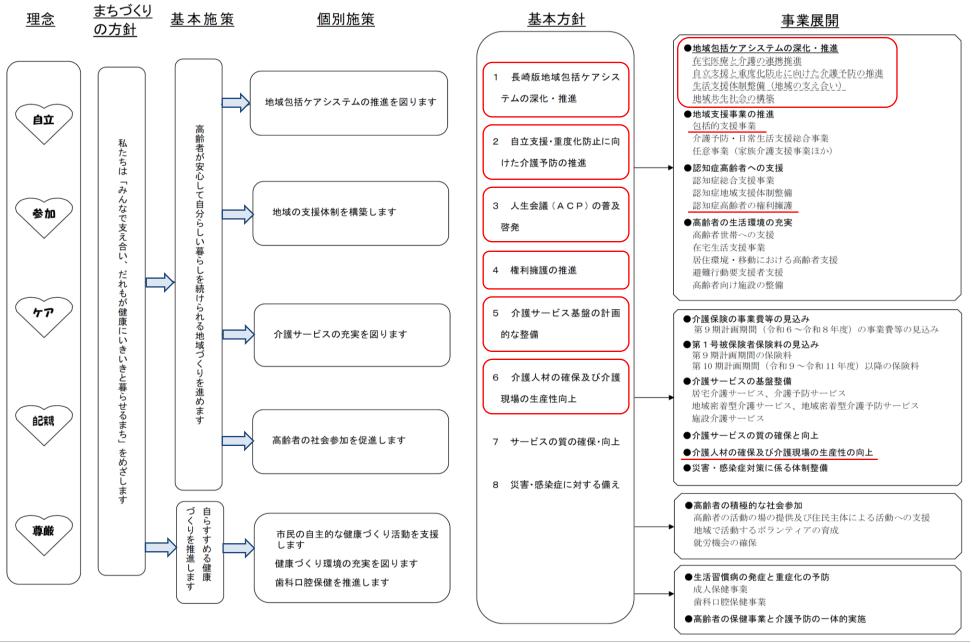
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取組みをすすめることが重要となっている状況を踏まえ、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、高齢者の福祉に関する事項を調査審議する「長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において審議を行っている。

3 国の基本指針における基本的な考え方及び見直しのポイント

- (1) 基本的な考え方 ア 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75歳以上となる 2025年(令和7年)を迎えることになる。
 - イ 高齢者人口がピークを迎える 2040 年(令和 22 年)を見通すと、85 歳以上人口が急増し、要介護高齢者が 増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- (2) 見直しのポイント ア 介護サービス基盤の計画的な整備 イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

4 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系図(案)



[※] 赤枠及び赤下線の項目には、第9期介護保険事業計画における新たな取組み等が含まれる。

5 計画策定スケジュール(令和5年度)

令和 令 和 令 和 令 和 令 和 令和 令 和 令 令和5年12 令和5年12 和 6 年 1 5 5 年 5 5 6 6 6年3月 年2月 年 年 年 年 10 12 11 11 月 月 月 月 月 月 月 月 第 計 介護保険料の算定 介護保険条例改正議案の提出 第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 事業者団体 第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 パ 教育厚生委員会にて報告 :画策定 4 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ブ 1 IJ 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ッ ク ^ の \Box メ L ア ij の実施

長崎市第5期障害者基本計画の策定について

1 概要

ア 策定の概要

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、国及び県の計画を基本とし、障害者の状況等を踏まえて策定することとされており、多分野において、障害者施策全般に係るそれぞれの方向性を示す「長崎市障害者基本計画」の次期計画(計画期間:令和 6 年度~令和 10 年度)を策定する。

イ 主な内容

「障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて、10 の基本方針(①権利擁護・差別解消、②生活環境、 ③情報・意思疎通支援、④防災・防犯、⑤行政サービス、⑥保健・医療、⑦生活支援、⑧教育、⑨雇用・就業、⑩文化芸術・スポーツ)を定め、分 野ごとの施策の効果的な展開を図ることとします。

ウ 策定の進め方

計画の策定にあたっては、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「長崎市障害者施策推進協議会」において審議を行っている。

2 計画の法的位置づけ

障害者基本法

【国】

障害者基本計画(第5次)

【障害者基本法第11条第1項】 政府は、障害者の自立及び社会参加 の支援等のための施策に関する基本 的な計画を策定しなければならない。

【都道府県】

基本

とする

長崎県第5期障害者基本計画

【障害者基本法第11条第2項】 都道府県は、障害者基本計画を基本 とするとともに、当該都道府県におけ る障害者の状況等を踏まえ、基本計画 を策定しなければならない。

「市町村】

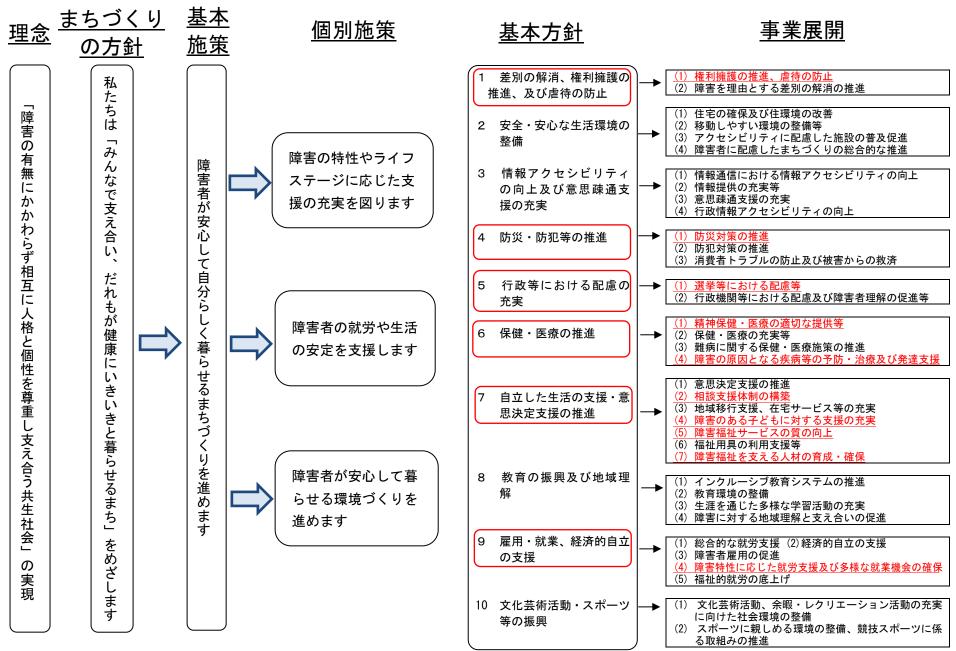
基本

とする

長崎市第5期障害者基本計画

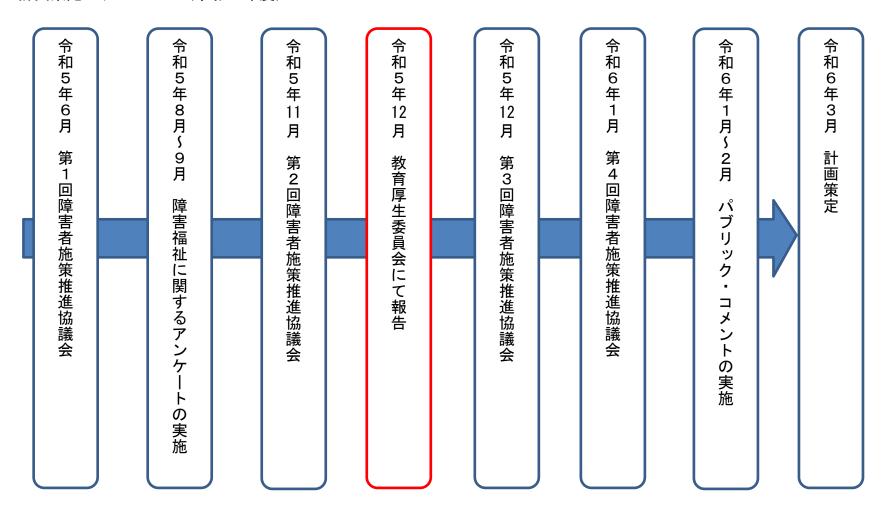
【障害者基本法第11条第3項】 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障 害者計画を基本とするとともに、当該市町村 における障害者の状況等を踏まえ、基本計画 を策定しなければならない。

3 長崎市第5期障害者基本計画の体系図(案)



[※] 赤枠及び赤下線の項目には、長崎市第5期障害者基本計画における新たな取組み等が含まれる。

4 計画策定スケジュール(令和5年度)



長崎市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

1 概要

ア 策定の概要

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、主務大臣(厚生労働大臣・内閣総理大臣)が定める基本方針に即して定めることとされており、障害児・者の障害福祉サービス等の量の見込み及び確保策等を定めた「長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画」の次期計画(計画期間:令和6年度~令和8年度)を策定する。

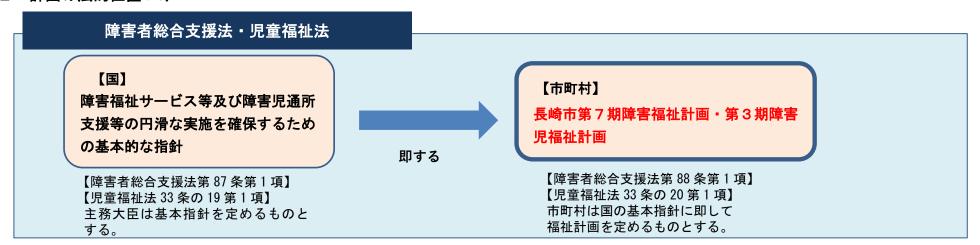
イ 主な内容

障害児・者が地域で安心して生活できる社会の実現を目標とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果 目標)を定めるとともに、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込む。

ウ 策定の進め方

計画の策定にあたっては、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「長崎市障害者施策推進協議会」において審議を行っている。

2 計画の法的位置づけ



3 長崎市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要

基本指針(こども家庭庁・厚生労働省告示)

- ●「基本指針」とは、都道府県及び市町村の障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの(令和5年5月告示)
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。

基本指針に即して長崎市における成果目標等を設定

成果目標(計画期間が完了する令和8年度末の目標)

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ①地域生活への移行者数
 - ②施設入所者の減少数
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
 - ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ②強度行動障害者への支援体制の充実 【新規】
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ①就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び B 型 事業の一般就労への移行者数
 - ②就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合【新規】
 - ③就労定着支援事業の利用者数、就労定着率
- (5)福祉的就労の充実
 - ①就労継続支援 A 型及び B 型の平均工賃等

- (6) 障害児支援の提供体制の整備等
 - ①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築
 - ア 児童発達支援センターの設置
 - イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置
 - ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数
 - ②重症心身障害児・医療的ケア児への支援について
 - ア 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
 - イ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
 - ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
 - ④医療的ケア児支援調整コーディネーターの設置
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
 - ①基幹相談支援センターの設置等
 - ②自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 【新規】
- (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ①サービス等の質を向上させるための体制構築

活動指標等

各年度における「障害福祉サービス等」又は「相談支援」 の種類ごとの必要な量の見込み



「地域生活支援事業」の種類ごとの 実施に関する事項



長崎市独自事業の実施に関する事項

4 計画策定スケジュール(令和5年度)

